

所得から差し引かれる金額

社会保険料控除	令和6年中に本人や本人と生計を一にする配偶者・その他の親族のために本人が支払った健康保険・厚生年金・雇用保険・国民年金・介護保険・長寿医療制度等の保険金や掛金																				
小規模企業共済等掛金控除	令和6年中に本人が支払った小規模企業共済法の共済契約(旧第2種共済契約を除く)に基づく掛金や地方公共団体が行う心身障害者扶養共済の掛金																				
生命保険料控除	<p>令和6年中に本人が支払った生命保険、介護医療保険及び個人年金保険それぞれについて、次の表で計算した金額の合計額(限度額70,000円)</p> <p>【新契約】平成24年1月1日以後に締結した一般生命保険、介護医療保険、個人年金保険</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年間支払保険料</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12,000円以下</td> <td>支払保険料の全額</td> </tr> <tr> <td>12,001円～32,000円</td> <td>支払保険料÷2+6,000円</td> </tr> <tr> <td>32,001円～56,000円</td> <td>支払保険料÷4+14,000円</td> </tr> <tr> <td>56,001円以上</td> <td>28,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【旧契約】平成23年12月31日以前に締結した一般生命保険、個人年金保険</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年間支払保険料</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15,000円以下</td> <td>支払保険料の全額</td> </tr> <tr> <td>15,001円～40,000円</td> <td>支払保険料÷2+7,500円</td> </tr> <tr> <td>40,001円～70,000円</td> <td>支払保険料÷4+17,500円</td> </tr> <tr> <td>70,001円以上</td> <td>35,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※新契約と旧契約の両方がある場合は、一般生命保険分、個人年金保険分それぞれについて、次の①と②のいずれが多い方の金額となります。 ①新契約、旧契約それぞれについて、上の表で計算した金額の合計額(限度額28,000円) ②旧契約のみを上の表で計算した金額</p>	年間支払保険料	控除額	12,000円以下	支払保険料の全額	12,001円～32,000円	支払保険料÷2+6,000円	32,001円～56,000円	支払保険料÷4+14,000円	56,001円以上	28,000円	年間支払保険料	控除額	15,000円以下	支払保険料の全額	15,001円～40,000円	支払保険料÷2+7,500円	40,001円～70,000円	支払保険料÷4+17,500円	70,001円以上	35,000円
年間支払保険料	控除額																				
12,000円以下	支払保険料の全額																				
12,001円～32,000円	支払保険料÷2+6,000円																				
32,001円～56,000円	支払保険料÷4+14,000円																				
56,001円以上	28,000円																				
年間支払保険料	控除額																				
15,000円以下	支払保険料の全額																				
15,001円～40,000円	支払保険料÷2+7,500円																				
40,001円～70,000円	支払保険料÷4+17,500円																				
70,001円以上	35,000円																				
地震保険料控除	<p>令和6年中に本人が支払った地震保険料及び旧長期損害保険料について、次の表で計算した金額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>年間支払保険料</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①地震保険料</td> <td colspan="2">支払保険料÷2(限度額25,000円)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">②旧長期損害保険料</td> <td>5,000円以下</td> <td>支払保険料の全額</td> </tr> <tr> <td>5,000円超15,000円以下</td> <td>支払保険料÷2+2,500円</td> </tr> <tr> <td>15,000円超</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>①・②両方がある場合</td> <td>—</td> <td>①、②それぞれ計算した金額の合計(限度額25,000円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※旧長期損害保険は、平成18年12月31日までに締結し契約変更していない、満期返戻金のある10年以上の契約をいいます。 ※一つの保険契約が、地震保険契約と旧長期損害保険契約のいずれの契約区分にも該当する場合には、選択によりいずれか一方の契約区分にのみ該当するものとして控除額を計算します。</p>	区分	年間支払保険料	控除額	①地震保険料	支払保険料÷2(限度額25,000円)		②旧長期損害保険料	5,000円以下	支払保険料の全額	5,000円超15,000円以下	支払保険料÷2+2,500円	15,000円超	10,000円	①・②両方がある場合	—	①、②それぞれ計算した金額の合計(限度額25,000円)				
区分	年間支払保険料	控除額																			
①地震保険料	支払保険料÷2(限度額25,000円)																				
②旧長期損害保険料	5,000円以下	支払保険料の全額																			
	5,000円超15,000円以下	支払保険料÷2+2,500円																			
	15,000円超	10,000円																			
①・②両方がある場合	—	①、②それぞれ計算した金額の合計(限度額25,000円)																			
雑損控除	<p>令和6年中に本人や本人と生計を一にする配偶者・その他の親族が有する資産について、災害又は盗難若しくは横領にあった場合の損失額や災害関連支出額 次の①と②のいずれが多い方の金額 ①差引損失額－総所得金額等×10% ②差引損失額のうち災害関連支出の金額－5万円 ※差引損失額＝損害金額－保険金などで補てんされる金額</p>																				
医療費控除	<p>令和6年中に本人や本人と生計を一にする配偶者・その他の親族のために本人が支払った医療費(支払った医療費－保険金等で補てんされる金額)－総所得金額等の5%又は10万円のいずれか少ない額＝控除額(限度額200万円)</p>																				
スイッチOTC薬控除	<p>令和6年中に健康の維持のために一定の取組を行う本人や本人と生計を一にする配偶者・その他の親族のために本人が支払ったスイッチOTC医薬品の購入額が12,000円を超える場合、その超える部分の金額を控除額とする。(限度額88,000円) ※一般の医療費控除と併用できません。</p>																				

人的控除

寡婦控除	<p>ひとり親控除に該当せず、次のいずれかに当てはまるかた。事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいる場合は対象となりません。 ①夫と離婚した後婚姻をしておらず、扶養親族がおり、合計所得金額が500万円以下のかた ②夫と死別した後婚姻をしていないかた又は夫の生死が明らかでない一定のかたで、合計所得金額が500万円以下のかた</p>										
ひとり親控除	<p>現に婚姻をしていないかた又は配偶者の生死の明らかでない一定のかたのうち、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がおらず、生計を一にする子(令和6年中の総所得金額等が48万円以下で、他の人の同一生計配偶者又は扶養親族になっていない)がおり、合計所得金額が500万円以下のかた</p>										
勤労学生控除	<p>勤労に基づく給与所得等があり、令和6年中の合計所得金額が75万円以下で、かつ合計所得金額のうち給与所得等以外の所得金額が10万円以下の学生(令和6年12月31日時点)のかた</p>										
障害者控除(同居特別障害者には加算あり)	<p>本人や同一生計配偶者や扶養親族が障害者である場合 特別障害者:身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級等 普通障害者:身体障害者手帳3級以下、療育手帳B・C判定、精神障害者保健福祉手帳2・3級等</p>										
配偶者控除	<p>本人の令和6年中の合計所得金額が1,000万円以下で、令和6年12月31日(年の途中で死亡された場合は、その死亡の日)の現況において生計を一にする配偶者の令和6年中の合計所得金額が48万円以下のかた(事業専従者は除く) ※本人の合計所得金額に応じて所定の金額が控除されます(2頁参照)。</p>										
配偶者特別控除	<p>本人の令和6年中の合計所得金額が1,000万円以下で、令和6年12月31日(年の途中で死亡された場合は、その死亡の日)の現況において生計を一にする配偶者の令和6年中の合計所得金額が48万円超133万円以下のかた(事業専従者は除く) ※本人と配偶者の合計所得金額に応じて所定の金額が控除されます(2頁参照)。</p>										
扶養控除	<p>本人と生計を一にする年齢16歳以上(平成21年1月1日以前生まれのかた)の扶養親族のうち、令和6年中の合計所得金額が48万円以下の場合(事業専従者は除く) 特定扶養親族:平成14年1月2日生まれから平成17年1月1日生まれまでのかた 老人扶養親族:昭和30年1月1日以前生まれのかた 同居老親等扶養親族:老人扶養親族のうち、本人もしくは配偶者の直系尊属で同居のかた</p>										
基礎控除	<p>本人の令和6年中の合計所得金額に応じて以下の控除額が適用されます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>合計所得金額</th> <th>2,400万円以下</th> <th>2,400万円超2,450万円以下</th> <th>2,450万円超2,500万円以下</th> <th>2,500万円超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>控除額</td> <td>43万円</td> <td>29万円</td> <td>15万円</td> <td>適用なし</td> </tr> </tbody> </table>	合計所得金額	2,400万円以下	2,400万円超2,450万円以下	2,450万円超2,500万円以下	2,500万円超	控除額	43万円	29万円	15万円	適用なし
合計所得金額	2,400万円以下	2,400万円超2,450万円以下	2,450万円超2,500万円以下	2,500万円超							
控除額	43万円	29万円	15万円	適用なし							

人的控除額一覧表

控除の種類		年齢要件等	控除額
寡婦控除		1頁参照	26万円
ひとり親控除		1頁参照	30万円
勤労学生控除		1頁参照	26万円
障害者控除	普通障害者	1頁参照	26万円
	特別障害者	1頁参照	30万円
	同居特別障害者	1頁参照	53万円
配偶者控除	一般の控除対象配偶者		下表参照
	老人控除対象配偶者	昭和30年1月1日以前生	
扶養控除	一般の控除対象扶養親族	1頁参照	33万円
	特定扶養親族	平成14年1月2日生～ 平成18年1月1日生	45万円
	老人扶養親族 同居老親等以外 同居老親等	昭和30年1月1日以前生	38万円
			45万円
基礎控除			1頁参照

配偶者控除額

納税義務者の合計所得	配偶者控除	老人配偶者控除(70歳以上)
900万円以下	33万円	38万円
900万円超950万円以下	22万円	26万円
950万円超1,000万円以下	11万円	13万円
1,000万円超	適用なし	

配偶者特別控除額

配偶者の合計所得	納税義務者の合計所得		
	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下
48万円超100万円以下	33万円	22万円	11万円
100万円超105万円以下	31万円	21万円	11万円
105万円超110万円以下	26万円	18万円	9万円
110万円超115万円以下	21万円	14万円	7万円
115万円超120万円以下	16万円	11万円	6万円
120万円超125万円以下	11万円	8万円	4万円
125万円超130万円以下	6万円	4万円	2万円
130万円超133万円以下	3万円	2万円	1万円
133万円超	適用なし		

16歳未満の扶養親族について

16歳未満(平成21年1月2日以降生まれのかた)の扶養親族については扶養控除の対象外です。しかし、均等割、所得割及び森林環境税(国税)の非課税の判定や所得金額調整控除の判定においては扶養親族の数に含めて判定します。

